

人事行政の運営等の状況について

本組合の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき職員の給与や職員数、勤務条件などを次のとおり公表します。この公表は、その公平性と透明性を高めることを目的としています。

大阪南消防組合

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1)令和5年度職員の採用、退職の状況
- ・採用人数 16 人 ・退職者人数 8 人
- (2)職員数の状況(令和6年4月1日現在)

所属別区分			總 数	職 員 数 (単位：人)										
				小 計	正 監	監	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副 士 長	士	事 務 職 員	
總 数			527	527	1	13	42	90	136	126	13	105	1	
消 防 局	總 務 部	消防局長		1	1	1								
		消防局次長		1	1		1							
		部 長		1	1		1							
		部 次 長		1	1		1							
		總 務 課		9	9			2	1	4	2			
		人事企画課		10	10			2	2	5	1			
		總務課付		4	4					2	2			
	警 防 部	部 長		1	1		1							
		部 次 長		3	3		3							
		警 防	日 勤	9	9			2	2	4			1	
			交 替 制	16	16				2	6	7		1	
		救 急 課		7	7			2	4	1				
		予 防 課		9	9			1	2	2	2		2	
		保 安 課		7	7			2	1	3	1			
		指 令	日 勤	1	1					1				
			交 替 制	23	23			4	6	7	3	2	1	
	小 計			103	103	1	7	15	20	35	18	2	5	0
柏 羽 藤 消 防 署	署	日 勤	11	11		2	1	2	3	2			1	
		交 替 制	56	56			6	10	18	7		15		
	藤井寺分署		34	34			2	4	10	8		10		
	柏原分署		32	32			2	4	10	8		8		
	国分出張所		22	22				6	4	5		7		
	羽曳野出張所		22	22				4	7	5		6		
	高鷺出張所		20	20				4	6	4		6		
	小 計			197	197	0	2	11	34	58	39	0	52	1
富 田 林 消 防 署	署	日 勤	9	9		2	1	2		3	1			
		交 替 制	51	51			8	4	8	17	3	11		
	金剛出張所		20	20				4	6	6	1	3		
	太子出張所		22	22				4	4	8	2	4		
	河南出張所		22	22				4	3	10	1	4		
	千早赤阪出張所		10	10				2	2	4	2			
	小 計			134	134	0	2	9	20	23	48	10	22	0
消 防 署 河 内 長 野	署	日 勤	7	7		2	1	2	1	1				
		交 替 制	48	48			6	6	14	8		14		
	千代田出張所		20	20				4	2	7	1	6		
	南花台出張所		18	18				4	3	5		6		
	小 計			93	93	0	2	7	16	20	21	1	26	0

※柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、富田林市消防本部及び河内長野市消防本部は消防広域化を行い、令和6年4月1日から大阪南消防局として運用を開始しています。

※初任教育生、構成市町村派遣者及び再任用短時間勤務職員を除いています。

(3) 職員数の推移

(単位：人)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
柏原羽曳野藤井寺消防組合	256 [265]	258 [265]	256 [265]	-
大阪南消防組合	-	-	-	527 [556]

※[]は条例定数です。

※消防広域化前の状況はそれぞれの市町村で公表しています。

2. 職員の給与等の状況

(1) 人件費の状況

区分	三市住民基本台帳人口 (R6.4.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 前年度の人件費率
5年度	人 236,843	千円 4,983,747	千円 14,553	千円 2,452,198	49.20%	79.58%

(注)1. 決算額は地方財政状況調査の分析によるものです。
(注)2. 内容は消防広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のものです。

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
5年度	256 人 (22人)	千円 1,055,805	千円 464,594	千円 475,836	千円 1,996,235	千円 7,181

(注)1. 職員手当には退職手当は含みません。
(注)2. () 内は、初任教育生、構成市派遣者及び再任用短時間勤務職員で、外書きです。
(注)3. 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
(注)4. 内容は消防広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のものです。

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況（令和6年4月1日 現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.1歳	311,800	325,981

(注)1. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。
(注)2. 内容は消防広域化後の大阪南消防組合のものです。

(4) 職員の初任給、経験年数別・学歴別平均給料月額表（令和6年4月1日 現在）

区分		初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	208,000円	274,020円	322,400円	358,417円
	高校卒	176,100円	248,650円	301,240円	349,064円

(注)1. 内容は消防広域化後の大阪南消防組合のものです。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日 現在）

区分	特1等級	特2等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
勤務内容	消防長 理事	副理事	課長 参事	課長補 佐 主幹	係長 主査 主任	主務	係員	係員
構成数	7 人	7 人	42 人	90 人	204 人	75 人	58 人	44 人
構成比	1.3%	1.3%	8.0%	17.1%	38.7%	14.2%	11.0%	8.3%

(注)1. 大阪南消防組合の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。
(注)2. 内容は消防広域化後の大阪南消防組合のものです。

(6) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日 現在）

区分		月額
報酬	管理者	14,000円
	副管理者	13,000円
	議長	12,000円
	副議長	11,000円
	議員	10,000円

(注)1. 「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」「議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例」を適用。
(注)2. 内容は消防広域化後の大阪南消防組合のものです。

(7) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（令和5年度）				
（5年度支給割合）				
期末手当			勤勉手当	
6月期	1.200月	（0.675）	1.00月	（0.475）
12月期	1.250月	（0.70）	1.05月	（0.50）
（加算措置の状況）				
職制上の段階、職務の級などによる加算措置				
・役職加算 5～20％				

（注）1. 期末・勤勉手当の（ ）内は、再任用フル・短時間職員に係る1人当たりの支給割合です。

（注）2. 内容は消防広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のものです。

② 退職手当（令和6年4月1日 現在）

（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たりの平均支給額		10,944 千円

（注）1. 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した職員に係る職員に支給した平均額です。

（注）2. 内容は消防広域化後の大阪南消防組合のものです。

③ 地域手当

支給実績（令和5年度決算）	114,917 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	413,370 円
支給率（令和5年度）	10%

（注）1. 平均支給年額は、令和5年4月1日現在の支給者数で計算

（注）2. 内容は消防広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のものです。

④ 特殊勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	33,371 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	154,493 円
手当の種類（手当数）	5

（注）1. 平均支給年額は、令和5年4月1日現在の支給者数で計算

（注）2. 令和5年4月より主任手当、令和5年6月にコロナ手当が廃止になり合計5種類になっています。

（注）3. 内容は消防広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のものです。

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	100,762 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	694,909 円

（注）1. 平均支給年額は、令和5年4月1日現在の支給者数で計算

（注）2. 内容は消防広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のものです。

⑥ その他の手当

区分		支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 子以外 6,500円 （満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算）	46,847千円	270,789円
住居手当	借家 28,000円/上限 （令和2年3月までは上限額27,000円）	18,148千円	336,074円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等利用職員で6ヶ月定期の運賃 交通用具等を利用している職員で通勤距離に応じた月額	16,703千円	69,020円
管理職手当	管理又は監督の地位の職員に対し、職責に応じて 46,000円～87,000円を支給 （令和5年3月までは42,000円～87,000円）	46,524千円	620,320円
管理職員 特別勤務 手当	週休日又は休日等若しくは年末年始の休日等に勤務 した管理職又は監督の地位の職員に対し、4,000円～ 15,000円を支給	7,640千円	101,867円

（注）1. 平均支給年額は、令和5年4月1日現在の支給者数で計算

（注）2. 内容は消防広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のものです。

※以下3～9の内容は消防広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のものです

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

毎日勤務者	8時45分～17時15分	休憩時間	45分
交替制勤務者	8時45分～翌日8時45分	休憩時間	8時間30分

(2) 年次有給休暇の概要

制度概要	平均取得日
1年につき20日を付与。現年分のみ翌年に繰越し可	10.5日

(注) 令和5年取得日数にて計算

(3) 特別有給休暇の概要

事 由	期 間
在職1年以上の職員が結婚するとき	7日以内
職員が生理日の就業が著しく困難な場合	2日以内
職員の出産に伴う産前産後期間	産前8週間(多胎妊娠は14週間) 産後8週間
生後3年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内 又は1日1回1時間以内
職員の妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当と認められる場合	3日以内
中学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合	年5日以内 (2人以上の場合 年10日以内)
要介護者の介護等を行う職員が当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合	年5日以内 (2人以上の場合 年10日以内)
職員の家族が死亡した場合	配偶者10日、父母7日、子5日 祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母3日 その他3親等内の親族1日
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため	7日以内
勤続年数が10年、20年、30年に達する職員の心身疲労の回復のため	10年2日、20年3日、30年5日
公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務しないことが相当と認められる場合	1年以内
私傷病の療養のため勤務しないことが相当と認められる場合	60日以内
その他、ドナー休暇・ボランティア休暇・妊娠した職員の母体保護に関する休暇等	

4. 職員の休業の状況

令和5年度については、該当者なし

5. 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の発令状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

降任	免職	休職	降給
0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の発令状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して科する制裁としての処分で、公務における規律と秩序の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

戒告	減給	停職	免職
1人	0人	0人	0人

6. 職員の服務の状況

(1) 服務に関する通達回数（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

網紀の肅正及び服務の規律の確保に関する通達	0回
-----------------------	----

7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

教養機関	人数
消防大学校	2人
大阪府立消防学校	53人
大阪市消防局等	12人
救急救命士関係等	38人
その他	33人

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

区分	実施日	受診者数
定期健康診断	令和5年5月8日-11日	248 人
特定健診（40歳以上）	〃	136 人
深夜勤務従事者健康診断	令和5年11月27日-30日	205 人

9. 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の業務の状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

業務の種類	処理件数
職員の勤務条件に関する措置の要求の処理件数	0 件
職員の不利益処分についての不服申立の処理件数	0 件